

みんなの力で
要求実現！
あなたも泉北教組へ

泉北教育

NO.1974 2014.7.31.
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

府下で57人も 障害のある児童は 「中絶せよ」

府教委は突然、就学援助受給児童・生徒数が多い学校に追加措置されている府内57人の臨時主事任用を9月30日で打ち切ると大教組に説明しました。

府教委は「今年4月、国による会計検査で、『就学援助追加の算定基礎となる対象児童生徒数に算入してはいけない児童生徒数が含まれている』との指摘がされたこと」「間違つて報告し追加措置されていたところに国からは財政措置がされない」ことを理由にしています。泉北（和泉市、高石市、忠岡町）でもひとり、臨時主事の方の任用を打ち切るとしています。

使用者としての 責任を果たせ

今回の「雇止め」については、三つの大きな問題があります。

一つ目は、国に対し誤った報告をしていた府教委に責任があるにもかかわらず、その詰め腹を臨時主事の方にとらせようとしている点です。府教委は「市町村教委に責任」があるかのような説明をしています。しかし、大阪府はここ20年来、誤って国に報告しており、

1年間の勤務 「暗黙の約束」

二つ目は、正規の採用を押さえ、臨時主事の多用で

削減校の教職員は 負担増

三つ目は、4月当初に校務分掌を決め、組織運営が行われている学校現場に混

定数配置を行ってきた府の施策が、今回の問題をよりいっそう深刻にしている点です。

この間府当局は、臨時主事の方の勤務労働条件は低く抑える一方、正規と同じ業務内容・職責を都合よく求めてきました。臨時主事の方の多くは、3月末に、管理職や地教委担当者から「来年度もよろしく」声がかかり、10月の更新が当然という「暗黙の約束」のもとで4月から勤務しています。府教委は「任用制度上、更新するかしないかは、任命権者が決める」言っていますが、削減対象校に配属した責任は府教委・地教委にあります。

教育のつどい大阪2014

《全体会》
10月18日(土) 13:30～
大阪大学会館

“教育改革病”から子どもたちを守る
ために何が大事か？

～みんなの学校、みんなで学校を考える～

講師 小野田 正利さん
(大阪大学大学院教授)



あなたの実践をもちよろう

レポート募集中！

詳しくは大阪教育(7/7号外)

乱をもたらす点です。

ひとりになった事務職員への負担はもとより、年度途中からひとりの教職員が抜けることは、その業務を他の教職員が負うことになり、勤務労働条件に大きく影響を与えます。月80時間の過労死ラインを超える働き方の教職員は小学校で54%、中学校で71%と今でさえ緊急事態です。府教委は組織を上げて「業務負担軽減につとめる」と明言しているのですから、現場の負担が増えないよう府独自で

何らかの人的措置をするのが当然ではないでしょうか。

泉北教組は、地教委に不当な雇止めを中止し、府独自の人的配置を府教委へ上申するよう要請しました。今後、大教組とともに府教委の責任を追及し、臨時主事の「雇止め」を中止し、責任ある措置をとるよう求めます。



教え子をふたたび戦場に送るな！